

令和6年第2回玉城町議会臨時会会議録

- 1 招集年月日 令和6年5月9日(木)
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和6年5月9日(木) (午前9時00分)
- 4 出席議員 (13名)
 - 1番 坂本 稔記 2番 南 雅彦 3番 山口 欣也
 - 4番 福田 泰生 5番 渡邊 昌行 6番 谷口 和也
 - 7番 井上 容子 8番 山路 善己 9番 前川さおり
 - 10番 中西 友子 11番 北 守 12番 坪井 信義
 - 13番 小林 豊
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	田間 宏紀	教 育 長	山村 嘉寛
会 計 管 理 者	真砂 浩行	統 括 監	中村 元紀	総務防災課長	内山 治久
まちづくり推進課長	中川 泰成	税務住民課長	梅前 宏文	保健福祉課長	見並 智俊
産業振興課長	里中 和樹	建設課長	平生 公一	教育事務局長	山下 健一
上下水道課長	山本 陽二	病院老健事務局長	竹郷 哲也	生活環境室長	山口 成人
地域共生室長	中西扶美代				
- 7 職務のため出席した者の職・氏名
議会事務局長 中西 豊 同 書 記 福井希美枝 同 書 記 若宮 慎朔
- 8 議事日程
 - 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定について
 - 第 3 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて (町税条例の一部改正について)
 - 第 4 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて (令和6年度玉城町一般会計補正予算(第1号))
 - 第 5 議案第42号 玉城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 第 6 議案第43号 工事請負契約の変更について (玉城町中央公民館改修工事)

(午前9時00分 開会)

◎開会の宣告

○議長（小林 豊） ただいまの出席議員数は13名で、定足数に達しております。

よって、令和6年第2回玉城町議会臨時会を開会します。

議員各位におかれましては、会議時間の短縮と円滑な議事運営にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたり、町長から臨時会招集の挨拶があります。

辻村町長

○町長（辻村 修一） 令和6年第2回玉城町議会臨時会開会に当たりまして挨拶を申し上げます。

平素、町政推進に格別のご支援を賜っておりますことを、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本日はご案内の通り、ご審議を賜ります内容につきましては、一部、4月の18日に開催いただきました、懇談会で説明を、お聞き取りをいただいておりますけれども、町税条例の一部改正の専決処分、そして、国の、低所得者支援などに関係をいたしますところの、玉城町、令和6年度、一般会計補正予算についての専決処分。

さらに、町農業委員の辞任によりますところの、欠員補充、そして、町の中央公民館改修工事の工事請負契約の変更につきましての4議案についてご審議を賜るという内容でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小林 豊） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配布のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小林 豊） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

7番 井上 容子 議員 8番 山路 善己 議員

の2名を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（小林 豊） 次に、日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 豊） 「異議なし」と認めます。

したがって、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

◎日程第3 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて(町税条例の一部改正について)

○議長(小林 豊) それでは、議題に入ります。日程第3 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて(町税条例の一部改正について)を議題にします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

辻村町長

○町長(辻村 修一) 議案第40号、町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

この度、地方税法等の一部を改正する法律が、国会の審議を経て、令和6年3月30日に公布され、4月1日から施行されることになりました。

これにより、直ちに町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕のないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたものであります。

詳細につきましては、税務住民課長から説明をさせます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(小林 豊) 税務住民課 梅前課長

○税務住民課長(梅前 宏文) 税務住民課長 梅前

それでは議案第40号、専決処分をいたしました、町税条例の一部改正について補足の説明を申し上げます。

条例改正の要旨につきましては、議案補足資料の新旧対照表に基づきまして説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお地方税法の一部改正などで、条項などにずれが生じたことによりまして、条例の改正を必要とする場合は説明を省略させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まずこの本年の、税制改正につきましては、賃金上昇が、物価の上昇に追いついていないであるとか、国民の負担を緩和するため、であるとか、また、デフレ脱却のための一時的な措置といたしまして所得税、個人住民税の定額減税が実施されることになりました。

これによります地方税法等の一部を改正する法律が、4月1日から施行されたことによりまして今回の専決処分とさせていただきます。

それでは新旧対照表1ページから2ページにかけての、条例第51条の2及び、第71条の2、及び139条の3の2をご覧ください。

こちらの改正は、令和6年度から、森林環境税の賦課徴収が開始されることになり、森林環境税の減免申請期限が、納期限までと定められていることから、町民税、固定資産税、特別土地保有税の減免申請の提出期限が、納期限前7日、となっているものを、

納税者の利便性を考慮いたしまして、納期限までと改めるものでございます。

次に2ページから3ページにかけての付則第7条の5をお願いいたします。

こちらについては、令和6年度分の個人町民税の特別税額控除、いわゆる定額減税についての規定の新設でございます。

こちらは納税義務者の合計所得が1,805万円以下の場合、配偶者を含む扶養親族1人につき1万円を、個人町民税の所得割から控除するというものでございます。

なおこれらの控除は、すべての税額控除を行った所得割額から行われます。

続いて3ページをお願いいたします。

付則第7条の6をお願いいたします。

こちらは定額減税を実施するにあたって、納税通知書に記載する特例の新設でございます、減税の実施方法になります。

まず普通徴収の場合は、本年6月の第1期分から控除いたしまして、控除しきれない場合は、第2期以降で控除するというものでございます。

なお給与所得者の特別徴収につきましては、6月分を徴収せず、ここで控除しきれない場合は、7月以降で最終の来年5月までの分をならして調整することとなっております。

次に5ページからの付則第7条の7をお願いいたします。

こちらは公的年金に係る特別徴収の規定でございます。

年金の場合は、本年の10月からの特別徴収分から控除いたしまして、控除しきれない場合は、12月以降で控除するというものでございます。

ただし、今年初めて年金での特別徴収となった場合は、まず6月分、8月分の普通徴収で控除するということを定めております。

続いて9ページ中段からの付則第7条の8をお願いいたします。

こちらは控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に係る定額減税については、平成7年度分で行うということが記載されております。

元へ、申し訳ございません。令和7年度分ですね。ということが記載されております。

これは納税義務者本人からの申告でないと、生計の実態が把握しづらい。ということからですね、本年分の源泉徴収票等に、このような情報の記載をしていただきまして、令和7年度分で控除を行いますという規定でございます。

次にですね14ページ、お願いいたします。

14ページ上段の付則第11条から17ページにかけての、付則第15条までの、説明をいたします。

こちらは固定資産税の土地についてなんですけども、税額の急激な上昇を抑制するため、負担調整措置というのが講じられております。

これらはですね令和6年度から令和8年度まで、期間を延長する。ということが規定をされております。

続いて17ページをお願いいたします。

17ページ下段の付則第16条の3をお願いいたします。

こちらからですね、最終の22ページの付則第20条の3まででございますけども、こちらがですね定額減税を対象に、様々な所得額を含めるという読みかえの規定の追加でございます。

以上がですね、主な改正点でございます。

上位法の改正に合わせての一部改正となりますので、ご理解を賜りましてご承認賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（小林 豊）以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから、本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑を行います。

質疑の申し出はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊）質疑の申し出はありませんので省略します。

続いて討論を行います。

討論の申し出はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊）討論の申し出はありませんので省略します。

これから、議案第40号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊）挙手全員です。

したがって、議案第40号、専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部改正について）は、原案の通り承認することに決定しました。

◎日程第4 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度玉城町一般会計補正予算（第1号））について

○議長（小林 豊）次に、日程第4 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度玉城町一般会計補正予算（第1号））を議題にします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

辻村町長

○町長（辻村 修一）議案第41号 令和6年度玉城町一般会計補正予算第1号の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本議案は、国において、定額減税と合わせて実施する、低所得者支援及び定額減税を補足する給付等に要する経費について、早急に一般会計補正予算を補正する必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179

条第1項の規定により専決処分をしたものであります。

なお、補足説明は省略いたします。

どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（小林 豊）以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから、本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑を行います。

質疑の申し出はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊）質疑の申し出はありませんので省略します。

続いて討論を行います。

討論の申し出はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林 豊）討論の申し出はありませんので省略します。

これから、議案第41号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。

したがって、議案第41号、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度玉城町一般会計補正予算（第1号））は、原案の通り承認することに決定しました。

◎日程第5 議案第42号 玉城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（小林 豊）次に 日程第5 議案第42号 玉城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

辻村町長

○町長（辻村 修一）議案第42号、玉城町農業委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

玉城町農業委員会委員に、玉城町小社曾根758番地、奥藤元紀氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回の任命同意は、前任者の辞任による欠員を補充するもので、任期は任命の日から前任者の残任期間である令和8年7月19日までであります。

何卒よろしく願い申し上げます。

○議長（小林 豊） お諮りします。

本案は人事案件のため、質疑及び討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ声あり)

ただいま、井上議員から異議の申し立てがございましたが、議会運営上の取り扱いとしましては、先決動議となることから、通常の動議と同様に成立するには、玉城町議会会議規則第16条に、他に1名以上の賛成者がなければ議題とすることができないと記載してあることから、これを準用し異議の申し立てを却下します。

よって、異議なしと認め、質疑及び討論は省略します。

これより議案第42号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案の通り同意することに賛成の方は起立願います。

起立多数であります。

従って、議案第42号玉城町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案の通り同意することに決定しました。

◎日程第6 議案第43号 工事請負契約の変更について(玉城町中央公民館改修工事)

○議長(小林 豊) 次に 日程第6 議案第43号 工事請負契約の変更について(玉城町中央公民館改修工事)を議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

辻村町長

○町長(辻村 修一) 議案第43号、工事請負契約の変更について、提案理由を申し上げます。

本議案は、令和5年度 第33号 玉城町中央公民館改修工事について、設計変更により契約内容に、変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細は教育委員会事務局長から説明をさせます。

何卒よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(小林 豊) 教育委員会事務局山下参事

○教育委員会事務局長(山下 健一)

議案第43号、工事請負契約の変更について補足説明を申し上げます。

本件は、昨年9月より整備を進めております、中央公民館改修工事について、仕様の一部に変更が生じ、契約金額を変更いたしたく提案するものでございます。

それでは、議案第43号、資料の方をご覧ください。

5番の変更内容におきまして、現契約金額1億8,480万円に、変更契約金額2,113万5,400円を追加し、変更後契約金額を2億593万5,400円とするものでございます。

7番の主な変更の内容につきましては、まずカーテンとブラインドを追加しており

ます。

次に、駐輪場の撤去とプレハブ物置の撤去でございます。

どちらも経年劣化によりますもので、交換及び撤去をさせていただいております。

次に仕様変更であります、外壁打診調査結果による施工範囲の増加と、多目的ホールの空調設備及び照明器具の仕様を変更するものであります。

以上が補足説明になります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小林 豊）提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

本案について、会議規則第39条3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これから本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑を行います。

質疑の申し出はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

質疑の申し出がありませんので、省略します。

続いて討論を行います。

討論の申し出はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

討論の申し出がありませんので、省略します。

これから、議案第43号を採決します。

本案は原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（小林 豊） 挙手全員です。

したがって、議案第43号 工事請負契約の変更について（玉城町中央公民館改修工事）は、原案の通り可決されました。

お諮りします。

本臨時会に、付せられた事件はこれで終了しました。

従って、令和6年第2回玉城町議会臨時会を閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

異議なしと認め、令和6年第2回玉城町議会臨時会は閉会することに決定しました。

閉会にあたり、町長、挨拶を願います。

辻村町長。

○町長（辻村 修一）閉会にあたり挨拶を申し上げます。

本日の臨時会、提案のすべての議案について原案承認を賜りましたことを厚く御礼を申し上げます。

議員の皆さんにおかれましては引き続き、玉城町政推進のために、ご支援賜りますようお願い申し上げ、お礼の挨拶とさせていただきます。

○議長（小林 豊）これで、令和6年第2回玉城町議会臨時会を閉会します。

（午前 9時25分 閉会）